

## 勝浦市公告第16号

かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理者の公募について、次のとおり公告する。

令和3年10月12日

勝浦市  
市長 土屋 元

### 1. 対象施設の概要

- (1) 名称：かつうら海中公園滞在型観光施設
- (2) 所在地：勝浦市吉尾234番地
- (3) 施設の規模等：かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 2. 指定管理者の業務の範囲

- (1) 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例第7条に規定する業務の実施に関する事。
- (2) その他、仕様書のとおりとする。

### 3. 選考方法、提出書類等の公募事項の詳細について

公募に係る詳細は、「かつうら海中公園滞在型観光施設 指定管理者募集要項」を参照のこと。

### 4. 募集要項等関係書類の配布

- (1) 勝浦市公式ホームページの「かつうら海中公園滞在型観光施設 指定管理候補者募集の実施」ページよりダウンロードすること。
- (2) 書類提出及び問合せ先  
〒299-5292  
千葉県勝浦市新官1343番地の1  
勝浦市役所観光商工課観光係  
E-mail kankou-ks@city-katsuura.jp  
電話：0470-73-6641  
FAX：0470-73-8788